

第六章 第三章 機關

關

第六條 本組合に左の機関を設く。
大會、中央委員會、執行委員會、會計審査委員會、理事會、役員總會、正副支部長會議、相談役會。

第七條

大會は組合の最高決議機關にして、大會代議員及本部役員を以て構成し毎年一回組長之を召集するものとす。

但し中央委員會が必要と認めたる時及組合員總數の三分の二以上の要求ありたる時は臨時大會を召集するものとす。

大會の代議員の選出比率は毎月會費完納組合員數に應して、中央委員及執行委員を以て構成し組合長之を召集す。

中央委員會は大會に至る迄の常設決議機關にして、中央委員及執行委員を以て構成し組合長之を召集す。

大會に對し責任を負ふるものとす。

執行委員會は本組合の執行機關にして、大會及中央委員會及役員總會、理事會、正副支部長會に對し責任を負ふるものとす。

會計審査委員會は本組合の金錢出納並に財產管理に關する一切を監査し、豫算、決算を査定するものとす。

全委員會は毎月一回以上審査委員長之を召集す。

第十一條 理事會は臨時擴大決議機關にして、理事會に於て構成し、組合長之を召集す。

第十二條 執行委員會は本組合の統制連絡機關にして、組合長適宜之を召集す。

第十三條 正副組合長會議は、各支部の盈和擴充機關にして組合長適宜之を召集す。

第十四條 相談役員は本組合の諮問機關にして、相談役を以て構成し組合長之を召集す。

相談役員の議長は、相談役會に於て之を定む。

第十五條 本組合各機關の會議は、出席者の過半數の賛同を以て決定す。

但し可否同數なる時は議長之を決す。

本組合に顧問を置く事を得。

第四章 役員

員

第十七條 委員會に左の役員を置く。

委員長(一名)、副組合長(二名)、主事(一名)、會計部長(一名)、會計主任(一名)、會計審査委員長(一名)、執行委員、中央委員、相談役、正副支部長、理事、評議員、會計審査員(若干名)

組合長は本組合を統率し組合一切の責に任ず。

副組合長は組合長を補佐し組合長事故ある時は之に代行す。

主事は組合の指示を受け會務を處理す。

會計部長は本組合の金錢出納並に財產管理に關する一切を處理しその責に任す。

會計主任は會計部長を補佐し本組合の會計事務を處理す。

會計審査委員長は本組合の金錢出納並に財產管理を監査し會計審査委員會の責に任す。

會計審査委員は本組合の常設會計審査機關に參與し豫算、決算を査定するものとす。

中央委員は本組合の常設決議機關に參與し會務の決議に當るものとす。

部門部長は本組合各種機關と協力し部員を統率して所屬専門事項を處理するものとす。

執行委員は主事を補佐し組合員一般の意志を代表し會務を執行す。

支部長は支部を統轄し支部の發展を圖る。

理財は中堅として本組合の發展強化の任に當る。

評議員は理事を助けて組合員の連絡に任す。

相談役は組合長の諮詢に應す。

顧問は本組合の一切の會議に參加して意見を開陳するを得。

本組合の役員は左の如く選任す。

組合長、副組合長、主事、會計長、會計主任、會計審査委員長は大會に於て之を選任す。

執行委員は中央委員より互選す。

會計審査委員は各支部會計より選任す。

中央委員正副支部長、理事評議員は各支部より選任す、但しその選出比率は組合費完納組合員數に應じ執行委員會に於て之を定む。

正副支部長は各支部に於て選任す。

顧問相談役は中央委員會に於て推薦す。

第十二條 本組合の役員の任期は大會より次期大會迄とす、但し再選を妨げず。

第十三條 本組合員は左の義務を有す。但し再選を妨げず。

第十四條 本組合員の生じたる時は中央委員會の決議を以て補充することを得。

第十五條 但し補缺役員の任期は選任の日より次期大會迄とす。

第十六條 但し補缺役員の任期は選任の日より次期大會までとす。

第十七條 本組合員は左の権利を有す。

第十八條 本組合の名譽、綱領、主張、規約を承認して本組合の統制に服す。

第十九條 本組合の組合費を納入す。

第二十條 本組合の組合費を納入す。

第二十一條 本組合員の手續を經て本組合の各種事業の特典を享す。

第二十二條 本組合の名譽、綱領、主張、規約を承認して本組合の統制に服す。

第二十三條 本組合員は左の権利を有す。

第二十四條 本組合員の生じたる時は中央委員會の決議を以て補充することを得。

第二十五條 但し再選を妨げず。

第二十六條 但し再選を妨げず。

第二十七條 但し再選を妨げず。

第二十八條 但し再選を妨げず。

第二十九條 但し再選を妨げず。

第三十條 但し再選を妨げず。

第三十一條 但し再選を妨げず。

第三十二條 但し再選を妨げず。

第三十三條 但し再選を妨げず。

日本製鐵從業員組合

第七章 附則

計

第一條 本規約の改正は大會の三分の二以上の賛成を要す。

第二條 本組合を脱退し、又は除名されたるものは本組合の財産上に對する返還の要求に應せざるものとす。

故なくして組合費滞納三ヶ月に及ぶもの。

第三條 本組合員は脱會せんとするものは所屬支部長を通じ脱會理由を詳記せる脱會届を執行委員會へ提出すべし。

第三條 本組合の組合費を負担するものとす。

第三條 本組合の收入及び支出の豫算、決算は大會の協議承認を要す。

第三條 本規約は昭和九年九月二十一日より施行するものとす。